

○議長（小林哲雄）

日程第5 議案第2号 開成町協働推進会議条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。町民との協働によるまちづくりを推進するため、開成町協働推進会議を設置したいので、開成町協働推進会議条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案につきまして、朗読させていただきます。

議案第2号 開成町協働推進会議条例を制定することについて。

開成町協働推進会議条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

こちらにつきましては、平成20年3月に制定をいたしました、あじさいのまち自治基本条例によりまして、開成町における協働が定義されました。地域におかれましては、自治会を中心といたしまして活発な活動をいただいているところでございます。しかしながら、協働の定義はなされたものの協働の活動を具体的に進めていくための指針がなく、第五次開成町総合計画が策定され、来年2月に町政60周年を迎える今年度のタイミングにおきまして、協働推進計画を作成しておりまして、「協働」をキーワードといたしまして、いつも誰かのために支え助け合えるまちづくりに多くの町民の皆様がご参画いただけるような枠組みをつくるため、現在、作業を進めさせていただいております。

協働推進計画策定に当たりましては、今後の進行管理を行うために必要な助言をいただく機関といたしまして、開成町協働推進会議を設置したく、こちらに提案をさせていただくものでございます。会議につきましては、新設ということになりますので、朗読をさせていただけたらと思います。1枚、おめくりいただければと思います。

開成町協働推進会議条例（案）。

第1条、町民との協働によるまちづくりを推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、開成町協働推進会議を置く。

第2条、推進会議は、町長の諮問に応じ、開成町の協働の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 項、推進会議は、前項の調査審議のほか、町長の求めに応じ、協働推進計画の推進状況について意見を述べることができる。

第 3 条、推進会議は、委員 6 人以内で組織する。

2 項、委員は、協働推進に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

第 4 条、委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任することができる。

2 項、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条、推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 項、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 項、委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 条、推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 項、推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 項、推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 7 条、推進会議の庶務は、町民サービス部において処理する。

第 8 条、この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則でございます。1、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

おめくりください。裏面になります。

2、この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議の会議及び委員の任期満了後最初に行われる推進会議の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず町長が招集する。

3、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例に 52 番を新設いたしまして、協働推進会議委員ということで加えさせていただきまして、52、別表、第 2 条関係というところになりますが、こちらにつきまして、52、新設でございます、協働推進会議委員、委員長の職にある者、月額 8,000 円、委員、月額 7,200 円ということになります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2 番、高橋議員。

○ 2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋です。

第 4 条の委員の任期の件でございますけれども、一般的には任期 2 年という形だと思うのですが、2 年という形の表示ではなくて、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとすると。この表示というのは、何か意味があるのでしょうか。一般的な条例の関係については、任期は何年と、こういう形が通例だと思うのですが、その辺について説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

ご指摘のとおり、任期につきましては基本的には 2 年ということで定めさせていただいておりますが、4 月 1 日から丸 2 年にならないということで、他の諮問機関の条例と整合を持たせた中で、こういう表記にさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○ 2 番（高橋久志）

4 月 1 日から翌年の平成 27 年の末までと。こういう条例を制定する場合は、こういう表示ではなくて、2 年とすると。ただし、附則のところ、こういったものを列記すればいいことではないかと感じるのですけれども、その辺は。今、お話がございましたように、ほかの例規との関係だということのですけれども、もっとすっきりしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この表記の仕方なのですけれども、基本的に、どれが正しいというものはないと思います。法制執務上、言葉的に 2 年にするとか、この表現のように委嘱日からということで、4 月 1 日からは行わないというところで「委嘱日から」、この表現をさせて。基本的には、2 年以内ということをやりたいくて、これを入れているところでございますけれども、どの表現がいいかというところよりも、内容ですね、内容で判断させていただければと思います。

○議長（小林哲雄）

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木昇）

9 番、佐々木昇です。

第3条の2項のほうで、ちょっとお聞きいたします。「委員は、協働推進に関し優れた識見を有する者のうちから」とございますけれども、「優れた識見を有する者」という、この方たちは具体的にどのようなことをやられている方なのか、また、この方たちに限定した理由をお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、内容が協働というようなことございまして、さまざまな主体の中で、自治会ですとか企業、あとボランティアですとか子育て、多岐にわたってさまざまな活動をされている方の中から、バランスよく識見を有する方を委嘱させていただきたいということで、このような表記にさせていただいております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

他の自治体などを見ますと、団体に属する方たちとか、公募をされているようなところもございますけれども、その辺の考えはなかったのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えします。

今、既に、協働推進計画の策定委員会ということで、実際に自治会の代表の方、企業の代表の方、それとボランティア関係でご活躍をされている方、それと子育ての団体で代表の方、それと学識経験ということで自治会等に精通されている方ということで、今、計画の策定委員会で組織をさせていただいておりますが、また、なおさら、今回、協働の進行管理をしていただくというようなことがございますので、さらに、できましたら深い見識を持った方を委嘱していきたいというような考えの中で、こういうような表記ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

後のことを考えると、もう少し幅広い表記の仕方をしたほうがよかったのかなと思うのですが、その辺について、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

書き方の問題はあるのかもしれませんが、内容といたしましては幅広いところから委嘱をさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

１１番、井上宜久議員。

○１１番（井上宜久）

１１番、井上です。

ちょっと私も細かいことを聞くようですけども、行政運営を進めていく上で非常に協働というものは大切な位置づけがされているということで、中身の推進会議は委員６名以内で組織するということで、この６名という問題と、あと、ちょっと珍しいなということで僕なりに思ったのですけれども、欠員委員の任期を前任者の残任期間とするということだけど、欠員委員を置いたという理由を教えてくださいと思います。

○議長（小林哲雄）

補欠ということでよろしいですか。補欠委員ということで。

お願いします。自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

最初のご質問です。６人につきましては、現在、計画策定におきまして６人という数でやらせていただいているということで、そこに準じる形で６人という設定をさせていただいたということでございます。

それと、補欠の関係でございますが。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

すみません。２番目の補欠委員の関係ですけども、基本的には、町の条例、審議会条例は、この形をほかのものもとっています。行政改革の審議会条例も、そうですし。基本的に代表で出てきている、例えば、自治会を代表して出てきているという場合は、任期がずれる場合がありますので、そういった場合には、残任期間を自治会長が受けて、改めてほかの人と一緒にやると。大体、町の条例は、こういう書き方になっています。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○１１番（井上宜久）

知識不足ですすみません。私、選挙管理委員は、特に補欠というか、これはよくあれしていたのですけれども、ほかの条例でこういったことをしているというのはいわかりませんでした。申しわけないです。

もう１点、ちょっとお聞きをしたいのは、たしか２月２９日ですか、福祉会館で

協働についてのシンポジウムが開催されたということで、特に、この中では自治会の役員の組長さんだとか、そういう方が中心に参加をされていたということで、まず非常に関心を僕がしたのは多くの人がこのシンポジウムに参加したなということで、相当の、それなりの意識が高いのかなとは思ったのですけれども。直接、条例とは関係していませんけれども、その中で、多くの方が参加されましたので、協働ということについての意識づけというのは相当されたのではないかなと思いました。

僕は僕なりに協働の活動の姿というものが自分なりに理解できたわけですが、行政サイドのほうで、いまいちというところもあったのですけれども、このシンポジウムに対しての、こういった総括をされて、その中身を会議の中に今後どういうふうに生かしていくのか、その辺を、簡単に結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

協働の推進計画を25年度中に策定をしています。それで、3月末までには最終的な計画を議員の皆様にもお示しをできるかと思っておりますけれども、前段で素案を町内の作業部会という形で、特に職員の主幹クラスで、私が座長で、そういう素案をつくってきたというふうないきさつもありますので、ちょっとお話をさせていただきますと思いますけれども。

今、井上議員が言われたように、2月22日の日に、そういう計画を策定する途中で、さらに町を元気にしていく、協働の取り組みを推進していくというふうな狙いの中で、協働推進に係るシンポジウムを福社会館で開催をさせていただきました。特に、自治会の役員さんにお声をかけさせていただいた中では、200名を超える、自治会さんの役員さんだけではないのですけれども、多くの方に参加をいただいて、そういうふうな取り組みの町民の方の意識の高さというところでは、私としても驚きました。シンポジウムは、最初、町長のほうで基調の講演をさせていただいて、残りの時間の中でパネルディスカッションをしたというふうなことで、それぞれ協働の取り組みに関する意見交換的なことも含めて行ったといったことがございます。

素案をつくっている作業部会の中でも、どういうふうな自治基本条例の精神を受けて計画に盛り込みをしていくのか、試行錯誤をしながらつくってきているというふうな実態がありますけれども、そういう素案を示しながら、その上に町民の代表の方の推進委員会があって、推進委員会に素案を投げかけながら徐々に形をつくってきたといった流れでいきますけれども、推進委員会の中では、要は、そういう計画そのものが総花的過ぎるだとか、もう少し焦点を絞って、これに力を入れるのだというふうなことがわかりやすいような計画とすべきだというふうな、厳しいご意見をいただいている部分もあるのですけれども、実質的には、もともと開成町においては自治会活動が活発化しているというふうな部分からすれば、協働推進が行われているというふうな実態はございます。

先ほど課長の説明もありましたけれども、町政60周年という節目のそういう年に当たって、これまで、まちづくりというふうな全体からすれば、発展の志向で取り組みをしてきたというふうなこの十数年間だったというふうなことを振り返れば、これから10年後、20年後を考えていくときに、そこに生活する、暮らす人の思いというか、そういったものをどういうふうに行行政運営の中に取り入れていくのか、これは大きな町としても課題の一つとしてはあるのかなと思います。

これまでのまちづくりを振り返ってみると、多少、行政主導型みたいなところが拭えない部分もあるのかなというふうには反省をしています。それを、今後は、この計画をつくることを一つのきっかけにして、また、今日、ご提案させていただいている条例の制定をきっかけにして、要は、進行管理をしながら、ちゃんとやっているのかということのチェックをしながら、それぞれの計画に位置づけがされている項目、取り組み、そういったものについて実効性を高めていくようなことをしながら、結果として協働推進が進んでいる、図られている、どこよりも進んでいるというふうな目に見えるような形の町にしていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

自治会の中の役員の方が大多数だと思いますし、協働という言葉は初めて聞く人も大分いたようです、いろいろ聞きますと。そういう意味では、このシンポジウムというのは、初めに町長から基調講演というのをされて、また参加者の中から意見も出されたということで、いいシンポジウムだったなと感じました。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

シンポジウムの協働をさせていただいたときに、協働というのは、言葉の意味を具体的にどういうふうにイメージするかというと、なかなか一般の人たちには難しい。我々もちょっとわかりにくい部分があったので、できるだけ、自治会で今やっている活動自体が、もう協働だということを少しでも理解してほしいなど。それを今度は、福祉とか教育とか、いろいろな分野がありますけれども、どういう分野で、どこの団体がやっているのかをきちんと整理をして、具体的に今やっているものをまず整理をして、それを体系的にして、具体的に協働というのはこういうものと、もっとわかりやすく、また改めて26年度以降も地域の人たちに話をしていかないと、なかなか協働という言葉が浸透していかないのかなと。

今、やっていることは、もう協働なのですよということが、たくさん事例としてあるというのを私は基調講演の中で話をさせていただいたつもりなのですが、それが伝わったかどうかという不安もあるのですが、そういう意味では、こ

れから、これはスタートの大事な計画ですので、これをきちんと進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

いろいろな質疑がある中で、そもそも論の協働というのはどういうものなのかという。本来、協働という言葉というのはないという、その協働を位置づけるのはどこなのかというところに焦点を絞ってもらいたいのです。その中で出てくるのが、あじさいのまち開成自治基本条例第2条1項5号の用語の定義で初めて、協働というものが開成町で認められた言葉の内容が出てくるというところを認識してもらいたい。決して、これは日々の協働を使うことによって啓発していくのではなくて、ここに明記されていることが定義として載って進行されているのだということを、再度、ここで確認したいという。

その内容は、協働を町民、議会及び出向機関が町の課題解決のために対等な立場で、これ対等な立場というところが一番キーワードになるので、お互いを補い協働することを言いますという。要するに、これが基本となって協働というものを開成町は進めていくのだよというのが用語の定義の中でいい言葉が出ているので、決して行政機関が表に出過ぎてもいけない、議会が出過ぎてもいけない、町民が出過ぎてもいけないというところで、三位一体となってやっていくのだよという姿勢が出てこなければ、これはいけないという協働の定義だと私は思っていたのです。

ただ、今回、条例制定をするに当たっては、異論はないのですけれども、確かに、これは条例で制定して、それを審議するところは報酬、正式の協議会を立ち上げて報酬を出すということに対しては異論はないのですが、そこに行くまでの過程として先ほど同僚議員が言っていた組織の問題、果たして6名でいいのか。今回、資料の中で、どういう人材が6名の委員としてやっていくのかというところに、例えば、議会はいないではないかとか、では出向機関は誰がやるのだとか、そういうものを、やはり一番重要なポイントの部分がここで示されていないというのは、大変問題ではないのかなという。

単なる協議会を立ち上げて、ただ会議をやって、一回、二回、年間、例えば、やった中で報酬をやってやっていますよでは、これは意味がないと思うので、これから協働というのは大変重要な問題になってくるし、限られた財源の中で町民また議会を巻き込んだ中で町政運営はしていかななくてはいけないと思うので、これはすごく重要なキーワードになる条例になると思うのです。そこら辺の、ただ条例をつかって委員を任命してチェックするのだよというふうな感じで聞こえますので、審査する委員そのものを。自治会長とか、そういう分類だけではないのですよ、町民というのは。自治会にも参加していない人もいれば、いろいろな方面を持った人たちがいるので、6人の中には、今までの当て職みたいなやり方ではなくて、何か、そ



ういうものが6人、6人と限定しているので、答弁があるのかなと思って期待していたのですが、今、聞いている中では、その部分は全然触れていないので、そこを。せっかく、あじさいのまち開成自治基本条例に用語の定義がされているので、その三者の部分、どういうところで補完していくのか、これ明確な回答が欲しいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

ご説明をさせていただきます。

内容につきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。ただ、これから3月末までの間に協働推進計画本体を策定させていただくと。今、ご指摘いただいた部分につきましては、基本的には計画の中身の中に盛り込みをさせていただいて、その上で総合計画の107の詳細施策がございますが、そちらに協働の内容を全て町としても取り込んでいくと、そういうことの中で進行管理をしていくというような文言を入れる予定でありますので、その進行管理について、この推進会議を設置させていただいて、その進行管理に関して、協働というものに対してご意見ですとかご助言をいただくというような機関ということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

ご理解してくれと言って、ご理解できなかったもので。委員6名の重要性というのは、物すごく大きいと思うのです。やはり協働の仕組みというのですか、協働の概念というものがしっかりしていないうちに、聴聞機関ばかりあってもしょうがないと思うのです。だから、どちらが先かという問題もあると思います。聴聞機関をつくってから協議会のものを構築して概念をつくっていくという話もあると思うのですが、開成町というのは町民主役のまちづくりというものが主体となっているので、その部分で主役は町民なので、そういうところで仕組みがだんだんとできてくるのではないのかなというふうに。要するに、概念もないうちに、そういうものが先行していくというのは、いかがなものかなという。議会側にも、その部分というのは示されていない部分があるので、そこら辺のいろいろな、先ほど策定委員会、推進委員会というものが示された中で、そこら辺の協働に対する内容、そこら辺がはっきりしないうちに、では、この推進協議会は何をするのだという話になるので、そこら辺をはっきりしていかないと。そこがはっきりしてくると、では、どういう委員が適任なのかとか、そういうものも出てくると思うのです。

例えば、今日、こういう部分で条例化しますよということで議会に投げかけてい

るのはわかるのですが、開成町のあじさいのまち開成自治基本条例には協働の中に議会というものも言葉として入っているわけですから、議会にも、ここら辺の部分は説明がなかったという部分がありますので、では、我々は何をやるのだという。例えば、いろいろな町で行事がある中、参加していればいいだけなのかという。要するに、機関として12人の議員が何をすべきかというものもちゃんとしていない状態の中で条例を出してくる、報酬を出す協議会というのですか、協働推進会議委員というものには、ちょっと理解がまだ今できていないので、そこら辺、説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、お答えします。

その部分、山田議員が言われている部分は、先ほど副町長のほうで、今年度中に開成町協働推進計画を策定していきますという部分で、そこで中間報告的な話、どういった体系かもお話ししたことがあると思いますけれども、そこが一番メインだと。はっきり言って、今年度中に協働推進計画をつくるのがメインで、そのために策定委員会、町の中では作業部会で今までつくり上げてきている。その一環として協働シンポジウムを開催させていただいたと。その結果で今年度中、3月末までにはでき上がると。それを、では、できたから、どうするのかという部分で、来年度以降、できたままでいいのかという中で、推進計画策定委員会の中でも進行管理をしていくべきだという意見を受けて初めて、ここで進行管理をするための推進会議を設置していかなければならない。それも、諮問機関として位置づけるためには議会の条例として設置条例を上げなければいけないということで、今回提示したと。

そういう流れで来ていますので、これがあって、この後、どうのこうのではなくて、あくまでも推進計画が先にあると。その進行管理をするために、今回、設置条例を示したということでご理解いただければと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

それは、わかっています。先ほど答弁を聞いている中で、わかっています。だから、どちらが先かという部分はあると思います。条例を制定することについては、何ら異論はないのです。確かに、動いている部分を審査するという部分では、こういう聴聞機関があるというのは大変、これはアイデアの中ではいいことであって、進めるべきなのですが、条例でつくることが先行してしまっていて、本来の協働というものを協議しないうちに、そちらが来て、委員は6名ですよという部分に理解ができないという部分を言っているので、今後、内容を煮詰めていきますよという内容はわかります。だけれども、その内容がはっきりしていないのに委員が決まる

のですかという。

要するに、6人という枠以内ということをしているわけではないですか。例えば以上とか、そういうものがあれば、いろいろなものが入って行けるのだなというのはわかるのですが、6人という限定したものというのは、もうありきで言っているような部分があって、幅が狭まってくるというところを懸念するので、そういう意味で、検討委員会、策定した部分で、この条例が後から来るといいうほうがいいのかなというふうな部分で、自分はちょっと理解できないなという部分がありました。

なぜかという、協働の概念なんかでいろいろなものを見てみると、例えば、目標の共有化ということで、各主体が共有できる目標の設定をするべきではないとか、あと主体間の並立、対等性の確保とか、あと補完性の確保とか、いろいろな部分があった中で協働というのは推進していくものだと思っているのです。そういう部分で、要は、条例ありきから来てしまうと、本来、我々が望んでいる協働という部分が薄れてくるのではないかなというところで、すごく心配していて、そうすると6人という部分の枠組みの部分ですごく重要になってくるので、やはり、そこは幅広い意見を吸い上げた中で意見を言えるような環境を整えなくてはいけないなというふうなところに来たので、その部分がすごく気になっていたので。

自分が言っている部分を納得できないのかどうか。協働そのもの、最後の部分で町長から、協働というものはどういうふうにしたいのだという、そういう思いを言ってもらわないと、チェック機関で何をチェックするのか、そこら辺をお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員はちょっと誤解されていると思うのですけれども、推進会議はチェック機関ではないですよ、実は。今、3月中までに推進計画を推進委員さんたちにつくっていただいている、そのでき上がった推進計画をきちんと推進していく。別に、審議するわけではないですよ。審議会、議会とは違うのですよ、これは。それだけの話なのですけれども、それが多分、山田議員は理解されていないのではないかと私は今、思って、また改めて聞いているわけなのですけれども。

今、一生懸命、推進計画をつくっている。その途中の過程で、一般の町民の皆さんにも、特に、自治会関係者の役員の皆さんが普段からいろいろな協働に関する、また町に対するいろいろな事業の協力をしていただいているので、協働というイメージが、今、やっていることも、もうそれは既に協働ですよという思いの中で具体的な話をさせていただいた、シンポジウムの中で。そういうご理解をいただきながら、つくっている途中で、まだでき上がっていませんけれども、これができ上がった後の条例の推進会議条例ということで、どちらが先かとかではなくて、今、つくっているのです。その後の話ですから、これは。説明が、それ以上、できない。

○議長（小林哲雄）

最後、山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

その流れはわかっています。だから、その部分でひっかかるのは、6 名という委員の枠をつけることが理解ができないのです。だから、条例そのものは納得しているのですが、例えば、推進計画ないいろいろなものが固まってくるわけではないですか、今後。その中で、ここの部分で 2 条の部分、協働推進計画の推進状況について意見を述べるができるという部分で、適材適所の委員の任命ができるのではないかという。要するに、委員ありきではなくて、内容の部分での条例の価値観というのが出てくるのではないのかなという。だから、委員 6 人以内という、先ほど自治活の課長が言っていましたけれども、口頭で、そこら辺が重要であるので、やはり委員の 6 名にちょっと自分は納得をしていないというところが大きな鍵なのかなという、その部分です。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

山田議員が危惧されている部分の話というのは、この審議会の委員の人数のお話ではなくて、今、山田議員の言っている話からすると、今、協働推進計画本体をつくっている、そこに対しての意見ではないかなという感じがします。そういった部分、どういった推進計画ができるのかという部分の中で、意見がどの程度、吸い上げられているのかという感じがありまして、計画ができれば、その後の進行管理を随時やっていく、どの程度、毎年、その部分が進んでいくのかという部分が、この推進会議の条例になります。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

何か話がぐるぐる回ってしまっていて、よくわからないのですけれども。計画の中身を中間でも示してもらって、計画そのものの中身を見ないと何とも言えないよということなのか。計画の中身については、先ほど来からお話ししているように、まだ最終的に固まっていません。ただ、ほとんど固まっている状態です、実際のところは。今まで作業部会でもんできた内容を、推進委員会という機関の中で議論をして固めてきたと、それは、そういうふうな流れの中でまとめてくるという方針の中でやってきているわけで、それを中間で議員の皆さんにお示しをしていないから何とも言えないよということなのか。

むしろ、今日提案させていただいているのは、中身の部分を、いずれ完成した段階で、策定した段階でお示しをするのですけれども、要は、それを進行管理したりとか。実態的には、細かなところの進行管理というのは、それぞれの所管の職員が行っていくと。いつ、どんなことをやるのかというふうな個別の取り組みについて

は、総合計画のそういうシート管理と同じような形で、要は、1枚のシートの中で総合計画の実施計画の管理をしているというのは今までもやっていますが、わかりやすく言うと、裏面に協働の部分の進行管理をあわせてやっていくというふうには考えています。

その実態的な進行管理は職員がやるのですけれども、それが全体として、計画に位置づけられたものとして、しっかりと計画どおり進んでいるのかどうかということの、チェックというよりも、むしろ妥当性ですとか、こういうふうなやり方のほうがいいのではないか、進め方のほうがいいのではないか、取り組みはどうなのかというふうなことの示唆をいただくような機関として、この会議を、要は、推進エンジンとして考えていくと捉えていただきたいと思います。

計画の中身の部分については、追ってお示しをさせていただきたいと。むしろ、これは26年の4月1日から会議を設置していきたいというふうな時間的な部分も含めて、とりあえず先に会議を立ち上げることの条例化の上程をさせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

今回は、協働推進会議条例の新規条例ということで出されております。附属機関の条例ということであります。ちょっと私、今、思い出したのですが、附属機関の条例に関しては、以前、一般質問で、たしか取り上げています。それをちょっと今、思い出したのですが、今回は、きちんとした形で138条の4の3項の条例に基づいて条例をつくっておられますので、条例そのものについては、私は、こういう形で納得しています。

ただ、1点。開成町非常勤報酬及び費用弁償の表が2ページ目に出ています。ここで気になるところは、前からそうだったのですけれども、今回は新規の条例ということで質問させていただくのですが、203条の2の条例に基づいて費用弁償を行うということになっておりますが、203条の2については、たしか4項目あって、1項目目には報酬を支払うという形で、2項目目が特別の定めがない場合は、たしか払わなくてもいいとか何かあったのではないかと思います。4項目目に報酬を支払う条例をつくりなさいということが入っていたと思うのです。以前も、このところのところにちょっと触れたのですが、今回、新しく直されるわけではないのですが、203条の2の条例に基づいてというような形になっておりますが、条例をつくらなくてはいけないのは203条の2の4項が該当すると思うのです。ですから、この条文としては、203条の3の4項というふうなうたうべきではないかと思うのですが。この文言でいけば充足できないのではないかと思います。報酬に関する。一般的には二通りの使い方をしていると思うのですが、正式に言えば4項が

入らなくてはおかしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

お答えさせていただきます。

地方自治法の第203条の2第4項、こちらの規定は、附属機関を設置する場合及び当該委員の報酬の支給に関しては条例で定めなければならないとなっていますけれども、新規条例になりますと、こちらの条例に関しましては、4項に関しては全てのことを網羅していますので、2項に関してのほうを採用させていただいているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、203条の2の、ここに掲げている費用弁償は、では何項に相当するのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

費用弁償に関しましては、この新しい条例をつくったことに伴いまして、要するに、この条例をつくることによりまして、原因ですね、一つの条例を制定することによって他の条例を改正する場合、当然、附属機関になりますので、他の条例を改正しなくては行けないと、報酬を変えなければいけないということで、改正というところで附則のほうで改正をさせていただいているというところで。一つの条例を、先ほど言ったように、制定に伴いまして他の条例を改正する場合には、附則で改正することができるという法制執務上のテクニックがございまして、こちらに伴いまして附則で変えさせていただいているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

ちょっとよくわからないのですけれども、203条2の中に4項ありますけれども、では、この表現の仕方ですと、この4項全てに該当するような感じもするのです。ですけれども、それは、もう別に4項は関係ないのだよということによろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

しばらくお待ちください。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

203条の2になりますけれども、こちら、第4項では報酬及び費用弁償の額並

びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないというところで、こちらは報酬と費用弁償の額、支給方法は条例で定めなくてははいけませんよという規定が書かれています。こちらの条例に関しましては、新規条例というところで、報酬を支払わなくてはいけなくなりますので、条例でこれを定めなければならないというところで、203条の2の4項に関しましては、報酬を定める場合は条例で定めなさいよという規定が書かれているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

もう一度、誰かまとめて答弁願います。ちょっと意味が通じない。例えば、この条例は自治法138条の4第3項の規定に基づくと、こうまで入っているのに、こちらの附則では入っていないから、どうなのですかという話だと思うのですが。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

今、菊川議員のお話は、一つの言い方をすると、203条の2の第4項の規定に基づくというのが正しいのではないかというお話ですけれども、そもそも自治法の203条の2自体が報酬及び費用弁償という形の中で、その中で、それぞれの非常勤職員ですとかの費用弁償、例えば旅費ですとか、そういったことも全て包括的に言っているわけですし。議員の見解だと、報酬は4項で言っているのだから4項まで書くべきではないかということですが、一つの解釈としては、203条の2という自治法自体が、それまでも含んだ非常勤職員のもろもろのことを言っていますので、間違いではないと思います。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私が4項にこだわっているというところは、4項は費用及び費用弁償の額並びにその支給方法、額並びに支給方法については条例で定めなさいというふうにうたっているわけです。ここは条例で定めているわけです。ですから、この4項の相当するのではないかとっているわけです。

そのほかに、1項については、報酬を支払わなければならないとだけしかうたっていないわけです。条例で定めなさいよということは、うたっていないわけです。ですから、この1項であれば別に条例をつくらなくてもいいのではないかと、私はそのように解釈しているのですけれども、違うのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

そこのお答えをさせていただければ、法律というのは別にぶつぶつ全部が独立しているわけではなくて、例えば、203条の2というのは、そういう場合は払わなくていいとか、払う場合であれば、きちんと条例で定めて払いなさいよということをやっているわけであって、流れの中で言っているわけなのです。町の条例につ

いては、4 項という部分よりも非常勤職員の報酬の部分を行っているわけですから、別に 4 項が書いていないから払わない話になるのではないかということにはならないと思います。4 項も当然、入るわけです。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

いや、私、払わなくてもいいのではないかということを行っているわけではないのですけれども、せっかく条例ですから、そこまでうたってやったほうがいいのではないかなということを行っているのです。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

もし、それが無効ということであるならば、これは当然、直さなくてはいけないと思いますけれども、無効でなければ、そこは一つの考え方という形であれば、条例というのは住民のものですから、そういう形のほうがわかりやすいということであれば適宜、直していきなりという方法になろうかなとは思いますが。

○議長（小林哲雄）

もういいですね。

ほかに、ございますか。ほかに、質疑はございませんね。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 2 号 開成町協働推進会議条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって可決いたしました。